



志摩市経営戦略会議条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

志摩市長

橋爪 武彦

志摩市条例第 24 号

志摩市経営戦略会議条例を廃止する条例

志摩市経営戦略会議条例(平成 17 年志摩市条例第 1 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
(志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

経営戦略会議委員	日額 10,000 円	”
----------	-------------	---

」を削る。